

固定資産税の お知らせ

東日本大震災に係る浸水区域等減免が終了

東日本大震災の発災以降継続してきた固定資産税の津波浸水区域等軽減措置を令和2年度で終了します。令和3年度からは通常課税に戻りますので、お知らせします。

新型コロナウイルス感染症などに係る特例の申告を

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置により経営環境が厳しい中小企業者などを対象に、事業用の建物や設備などに係る令和3年度の固定資産税の負担を軽減する特例措置を行います。

■要件など

令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入の合計額が、前年同期間と比べて▶50%以上減少…軽減割合：全額▶30%以上50%未満減少…軽減割合：2分の1

■申告期限 令和3年2月1日

償却資産所有者は申告書の提出を

償却資産を所有する人は、所有状況の申告が必要です。対象の資産は、事業に使用する機械や船舶などです。昨年に申告した人には通知書を送付していますが、新規に事業を始めた人や事業所を開設した人には申告書用紙を送付しますのでお問い合わせください。

なお、廃業や転出した人も申告が必要です。

■償却資産とは

償却資産は、所得税法や法人税法の所得を計算するうえで減価償却の対象となる資産で、土地や家屋以外の事業のために用いることができる有形減価償却資産です。
▷課税の対象となる償却資産 ▶構築物(家屋以外の構築物)▶機械や装置▶船舶▶車両や運搬具(自動車税、軽自動車税の対象となる車両は除きます)▶工具や備品——など

■申告が必要な人

令和3年1月1日現在、町内に事業のために用いることができる償却資産を所有している人
※資産の増減のない人も提出してください。

■提出する書類

▷以前に申告した人…増減申告(町から送付された償却資産の「種類別明細書」を参照し、増減資産を記入)
▷初めて申告する人…全資産申告(全ての償却資産を申告)
▷廃業または転出した人…申告書に「廃業」「転出」などを記入のうえ提出

■東日本大震災で代替取得などの償却資産に特例

東日本大震災により滅失、損壊した償却資産の所有者などが代替償却資産を取得または改良した場合には、課税標準額を2分の1として税額を計算する特例があり、取得または改良後4年度分にわたり受けられます。

■申告期限 令和3年2月1日

土地や家屋の所有者が亡くなった場合は届け出を

土地や家屋の所有者が亡くなった場合は、相続登記が完了するまでの間の納税者となる代表者の方を決め「相続人代表者指定届」を町税務課へ提出してください。一定期間が過ぎても届け出が無い場合、町で任意に相続人代表者を指定することがあります。

なお、この届け出を行うことで、相続登記が完了するものではありませんのでご注意ください。

被災代替特例を受けるには申告を

東日本大震災で被災した固定資産に代わる資産を取得した場合は、申告により固定資産税の軽減が受けられます。内容は下表のとおりです。

なお、被災代替土地の特例は、代替土地を取得した年に居宅を建築した人は申告の必要はありません。

※被災代替償却資産の特例申告は、左記の固定資産税対象の償却資産の申告と併せて受け付けます。

家屋を解体・名義変更した場合は届け出を

家屋を解体・名義変更した届け出が無い場合は、そのまま課税となる場合があります。

■家屋を解体した場合

家屋を解体した場合は、町税務課へ届け出てください。ただし、閉鎖登記が完了している場合の届け出は不要です。

■未登記家屋の名義を変更した場合

売買や相続などで未登記家屋の名義を変更した場合は、町税務課へ届け出が必要です。登記で異動した場合は届け出は不要です。

◆届出・申告先、問い合わせ 町税務課資産税係 ☎82-3111内線113、114、118) へどうぞ。

◆固定資産税の東日本大震災震災特例制度

区分	被災代替土地の特例	被災代替家屋の特例	被災代替償却資産の特例
対象	①被災住宅用地の所有者 ②①の相続人 ③①の三親等内の親族で、被災代替土地に新築される家屋に①と同居を予定する人 ④①が法人の場合、合併法人または分割承継法人	①被災家屋の所有者 ②①の相続人 ③特例適用家屋に同居する①の三親等内の親族 ④①が法人の場合、合併法人または分割承継法人	①被災償却資産の所有者 ②①の相続人 ③①が法人の場合、合併法人または分割承継法人
特例内容	家屋が滅失・損壊した住宅用地の代わりに新たに宅地を取得した場合、実際に住宅を建築するまでの間、住宅用地としての軽減措置を適用	損壊した家屋の改築または滅失した家屋の代替家屋を取得した場合、最初の4年度分の税額を2分の1、その後の2年度分を3分の2に軽減	滅失・損壊した償却資産に代わる償却資産を取得または改良した場合、固定資産税の課税標準額を4年度間2分の1に軽減
取得期限	令和3年3月31日 ※法令の改正により延長する場合があります		
適用期間	3年度間	6年度間	4年度間